

役場夜間・休日受付体制の変更について

総務課・建設環境課

1 宿直業務一本化

現在本庁舎・分庁舎両方で行っている宿直業務を本庁舎に一本化する。

【管理体制の移行】

項目	現行		令和2年4月以降	
	夜間	休日昼	夜間	休日昼
本庁舎	警備員3名 (臨時職員)	警備員3名 (臨時職員)	警備員3名 (会計年度任用)	警備員3名 (会計年度任用)
分庁舎	警備員3名 (臨時職員)	警備員3名 (臨時職員)	機械警備	職員

赤碕地域コミュニティーセンター多目的ホールの夜間・休日利用対応については、正規職員等によって行う予定

2 受付体制変更

(1) 戸籍関係届出

現在分庁舎で夜間・休日に行っている戸籍関係の届出は、本庁舎で受け付けする。

[参考] 過去2年間に分庁舎宿直で対応した主要手続き件数

項目	出生	死亡	婚姻	離婚	77の2	分籍	その他	合計
H30年	0	33	4	0	0	0	0	37
H31年	0	36	4	0	0	0	1	41

※77の2 離婚時にその時点の氏を使用する場合の届出

(2) 施設鍵貸出し

現在、赤碕校区各体育施設、ふれあい交流会館等の鍵を分庁舎にて夜間・休日に貸し出している。これらの鍵については、本庁舎等に移設し、貸出しを継続する。

3 今後の予定

町報2月号及び3月号等で窓口一本化について周知を図る。各施設主要利用団体には所管課より連絡、体制移行に向けて説明を進めて行く。